

【別表】福島市保育所保育実施基準 令和7年度～

分類番号	基本指数…保護者の状況(同居親族、その他の者が児童の保育に当たれない場合)			
	事由	細目	適用	
1	就労(含む)	月間20日(週5日)以上の就労	休憩時間を含む就労時間が1日8時間以上もしくは週40時間以上	19
			休憩時間を含む就労時間が1日7時間以上8時間未満もしくは週35時間以上	18
			休憩時間を含む就労時間が1日6時間以上7時間未満もしくは週30時間以上	17
			休憩時間を含む就労時間が1日5時間以上6時間未満もしくは週25時間以上の就労	16
			休憩時間を含む就労時間が1日4時間以上5時間未満もしくは週20時間以上の就労	15
		月間16日(週4日)以上20日未満の就労	休憩時間を含む就労時間が1日8時間以上もしくは週32時間以上	18
			休憩時間を含む就労時間が1日7時間以上8時間未満もしくは週28時間以上	17
			休憩時間を含む就労時間が1日6時間以上7時間未満もしくは週24時間以上	16
			休憩時間を含む就労時間が1日5時間以上6時間未満もしくは週20時間以上	15
			休憩時間を含む就労時間が1日4時間以上5時間未満もしくは週16時間以上	14
	月間13日以上16日未満の就労	休憩時間を含む就労時間が1日8時間以上もしくは週24時間以上	17	
		休憩時間を含む就労時間が1日7時間以上8時間未満もしくは週21時間以上	16	
		休憩時間を含む就労時間が1日6時間以上7時間未満もしくは週18時間以上	15	
		休憩時間を含む就労時間が1日5時間以上6時間未満もしくは週16時間以上	14	
2	求職活動	就労予定 ※採用予定の就労証明書がある場合に限る。	上記に準ずる	
		常態として求職活動中 ※月間64時間未満の就労を含む。	12	
3	出産	妊娠中または出産後間がない	14	
4	疾病等	入院	長期間(おおむね一か月以上)の入院を要する	20
		自宅療養	常時病臥・重度の感染性疾患	20
			精神性疾患	17
			一般療養(安静または週3日以上)の通院	16
	心身の障害	一般療養(その他)	12	
		障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級	20	
		障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級	18	
5	介病人護等の	入院等付き添い	常時付き添い介護	19
			週4日以上	16
	障害児(者)の介護	自宅介護	寝たきり高齢者・重度心身障害者等の常時介護	18
		通院・通所、通学の付き添い介護	17	
6	災害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧	20	
7	就学・技能習得	常態として日中7時間以上の就学等(月平均時間)	18	
		常態として日中6時間以上の就学等(月平均時間)	17	
		常態として日中4時間以上の就学等(月平均時間)	16	
8	市外在住	福島市外に在住している ※福島市内認可保育施設の保育士、転入予定者は除く。	4	
9	母子・父子家庭	ひとり親家庭の場合(上記の基本指数に加えて加点)	19	
10	特例	その他(前各号に類する状態にあると認められる場合)	20	

調整指数(加算分)		
保護者不存在(里親を含む)の場合		+5
母子・父子世帯	保育することができる18歳以上65歳未満の同居親族がいない場合	+3
	保育することができる18歳以上65歳未満の同居親族がいる場合	+1
保護者が単身赴任等で不在の世帯	保育することができる18歳以上65歳未満の同居親族がいない場合	+3
	保育することができる18歳以上65歳未満の同居親族がいる場合	+1
兄弟・姉妹関係	兄弟・姉妹が同時に同じ施設への入所を希望する場合またはすでに兄弟・姉妹が在籍している施設への入所を希望する場合(入所した場合、同時に兄弟・姉妹が同じ施設に在籍することとなる場合に限る。)	+3
	同一世帯に、申請児童以外に小学校就学前の兄弟・姉妹がいる場合(申請児童が入所した時点で小学校就学前である場合に限る。) ※申請児童以外の小学校就学前児童1名ごとに右記の指数を加算。	+1
ひとり親家庭の保護者の失業により就労の必要性が高い場合		+3
保護者が保育士等として就労中、または就労予定の場合 ※保育の需要に応じる保育施設が不足している場合に限る。	福島市内の認可保育施設で勤務の場合	+5
	福島市外の認可保育施設で勤務の場合	+2
	福島市内の認可外保育施設、幼稚園、児童発達支援事業所、放課後児童クラブ(放課後児童支援員に限る)等で勤務の場合	+3
転所希望	小規模保育事業の卒園児童が転所希望の場合	+35
	小規模保育事業卒園児童の転所希望先が、連携施設の場合	+5
	兄弟・姉妹と同施設に寄せるための転所や転居等による転所希望以外の場合 ※入所した当該年度内に限る。	-3
前年4月～現年3月までの一年度間(合計12か月)以上、継続して待機している場合 ※4月入所時のみ反映		+1
基本類型以外に保育を必要とする事由がある場合(事由一つにつき加算) ※基準指数16点以上相当の事由に限る。		+3
関係機関(児童相談所等)から、緊急の支援が必要であると依頼があった場合等		～+20
申請した希望保育施設に入所できるまで、育児休業の延長も許容できる(やむを得ない)場合		-15
保育することができる18歳以上65歳未満の同居親族がいる場合(1名につき加算)		-1
やむを得ない事情等がなく、内定辞退した場合 ※辞退した当該年度内に限る。		-1
保育料の滞納があり、督促や催告に対して誠意ある対応がみられない場合		-5

同点の場合の優先順位	
①	保護者が市内認可保育施設の保育士等として就労中、または就労予定の場合(保育の需要に応じる保育施設が不足している場合に限る)
②	保護者が養育している子ども(満18歳未満)の人数が多い世帯
③	希望順位が高い者
④	保護者の市民税所得割合算が低い場合
⑤	別表による保護者の基本指数の事由によるポイントが高い世帯
⑥	保育料の滞納がない世帯
⑦	産休・育児の復帰時期が早い場合
⑧	待機期間が長い場合

(別表)

⑤保護者の基本指数の事由によるポイント …次のポイントが高い世帯を優先			
事由	ポイント	事由	ポイント
災害	9	病人等の介護等	5
母子・父子家庭	8	就学・技能習得	4
疾病等	7	出産	3
就労	6	求職活動	2

同点の場合の優先順位①から④までで決めきれなかった場合⑤のポイントに基づき、父母の基本指数の事由のポイントを合計し、高い世帯から優先する。